

議 事 録

平成30年1月5日作成

会議の名称	第2回 島本町農業委員会		
会議の開催日時	平成29年10月12日（木） 午後1時30分～午後2時27分		
会議の開催場所	役場3階 委員会室		
事務局（担当課）	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	1名
出席委員	別紙のとおり		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	会議に係る資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

第 2 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 日 時 平成 29 年 10 月 12 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 27 分

2. 場 所 役場 3 階 委員会室

3. 議事日程

【報告】

- ①農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出書について
- ②農地法第 5 条の許可に係る事業完了報告書について

【審議】

- ①生産緑地地区の設定に関する意見書の提出について

4. 出席者

(委 員)

会長	大西 義雄	会長代理	浅田 泰男	委員	栗辻 喜久雄
委員	井上 謙一	委員	種田 悟	委員	川村 脩一
委員	木村 修	委員	高山 一郎	委員	田中 幸造
委員	中村 清司	委員	西田 尚弘	委員	藤原 弘

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一
担当	川井 哲也	担当	西崎 大樹

5. 欠席者 2名

6. 傍聴人 1名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員 井上 謙一

署名委員 種田 悟

<p>事務局</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の司会を担当いたします事務局の西崎です。よろしくお願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、座って進行させていただきます。</p> <p>本日の案件は、報告案件といたしまして「農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について」が1件、「農地法第5条の許可にかかる事業完了報告書について」が1件、審議案件といたしまして「生産緑地地区の設定に関する意見書の提出について」が1件の合計3件となっております。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、大西会長よりごあいさつをいただきます。大西会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今日はですね、報告事項が2件と審議事項が1件ということでございます。先の研修会で、都市農業振興基本計画ですね、大阪府農業会議の北川次長様からいろいろとお話を聞いたわけでございますが、それに基づいてですね、島本町につきましてもですね、そういうことについて、意見書をですね、町長のほうへ提出したいということについての審議事項でございます。</p> <p>それではこの報告事項、審議事項について、積極的なご意見をよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いいたします。大西会長、お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案に入る前に委員の出席状況について報告いたします。委員14名中、出席12名、欠席2名であります。</p> <p>欠席は清水委員と、柏原委員ということで聞いております。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を、指名させていただきます。</p> <p>井上謙一委員、種田 悟委員にお願いいたします。</p>

事務局	次に、本日、傍聴はあるでしょうか。
議 長	傍聴者が1名おられます。
議 長	傍聴者が1名おられるということでございますが、議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申し出がございますので、傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。どうですか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
委 員	それでは異議がないようでございますので、傍聴を認めて、入室を許可いたします。
事務局	署名議員とか言われたんですけど、何ですか。
事務局	議事録です。後日です。
議 長	そしたら後から事務局より説明しときます。 それでは、議案に入ります。報告案件は2件ございます。まず、1件目の「農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について」、事務局から説明願います。
事務局	それでは、報告案件①「農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について」を議案書にそって説明させていただきます。 議案書の1ページをお開きください。 今回の届出は、4条の届出ですので、所有権は移転させずに農地から別の地目に変更するものでございます。届出のあった農地は、東大寺3丁目でございます。駐車場への転用を目的とする届出で、登記地目、現況地目、届出者、面積はご覧のとおりとなっております。 2ページが届出書でございまして、3ページが公図、4ページが位置図、5ページが登記事項証明書、6ページが現況写真、7ページが利用計画図、8ページが土地断面図、9ページが受理通知書となっております。島本町農業委員会会長専決要領第3条第1号の規定に基づき処理を進めたものでございます。 簡単ではございますが、報告案件①の説明は以上でございます。
議 長	ただいま、事務局のほうからご説明がございました。 届出のあった地区は、東大寺でございまして、 委員の担当地区とな

委員	<p>っております。委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>私が報告できる情報は現在もってませんので、すみません。</p>
議長	<p>特にないということですが、この人はですね、元尺代かな。でこれ今、相続受けて、これ住所が神戸のほうになってるんですかね。西宮か。なってると思いますけれども、そこで住んでおられるということで、ここは市街化区域でございます。農地であっても、まあこの人自身がすることは不可能でございますので、駐車場として活用するということでございますけど、まあこの農業委員長の専決事項ということで、受理してましますけれども、そういうことでございます。</p> <p>特にその上に立ってご質問ございましたらお願いします。</p> <p>特にございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>はい。ないようでございますので、特に発言がないようですので、質疑を終結して報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは、次の案件について事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告案件②「農地法第5条の許可にかかる事業完了報告書について」をご説明させていただきます。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。本件は、平成29年1月の農業委員会でご審議いただいた一時転用の案件に関するご報告でございます。</p> <p>場所は桜井2丁目のご覧の2筆の農地ですが、周辺で工事を実施するため、資材置き場とする目的で、一時的に転用したいという申請が、昨年12月にございました。市街化調整区域のため、本年1月の農業委員会でご審議いただき、1月31日付で大阪府知事の許可がありました。</p> <p>12ページが工事完了後、農地に戻した上で施工業者から提出された事業完了報告書でございます。</p> <p>13ページが添付書類の写真、それから2枚戻っていただきまして、11ページが島本町農業委員会会長名で大阪府知事宛てに作成した文書でございます。これらの3枚の文書を9月14日付で大阪府に提出しております。提出に先立ちまして、事務局で現地確認を行い、農地として利用されていることを確認いたしました。</p> <p>簡単ではございますが、報告案件②の説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。これ、1月に皆さんから、新しい委員さんはご</p>

存じないと思いますけども、島本駅西側ですね、あそこJRがのり面をこう、補強工事されるときにですね、資材置き場として活用しとったということで、一時転用としてですね、農地転用したということでございますが、それが終わりましたんで、一時転用終了と、元に戻すということの届出でございました。

これについて何かご質問ございませんか。

ですから、皆さん方の地区でもですね、担当地区のほうでも、転用、一時転用いうのが出てきたら、必ず終わったら確認してですね、農地に戻してるかということを確認して、で、それを届出した方がですね、また事務所のほうへ戻りましたというふうに出してもらおうということを農業委員さんはチェックをするという仕事がありますんで、それもよく日常ですね、見ておいていただくということが大事じゃないかなと思うんです。

特にございませんか。

ないようでございますんで、質疑を終結して報告を受けたものといたします。

それでは次の案件ですね、審議事項ですね、事務局からお願いいたします。

事務局

それでは、審議案件①「生産緑地地区の設定に関する意見書の提出について」を説明させていただきます。

9月に開催しました生産緑地制度に関する研修会の際に、生産緑地地区の設定に関する意見書を提出するか否かについては、10月の農業委員会の審議案件とすることを決定しておりましたので、委員の皆様におかれましては、一定のご検討をいただいているかと思えます。

この後の審議の流れといたしましては、まず、ご意見・ご質問等をお受けした後、意見書を提出するか否かを決定していただきたいと思えます。提出することに決定した場合には、事務局で作成しました意見書の案をご提示させていただいた上で、意見書の内容を決定していただきます。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。

議長

それでは審議事項の、生産緑地地区の設定に関する意見書の提出についてということでございます。今も説明がございましたように、大阪府農業会議からいろいろご説明を受けたわけでございますが、これは全然担当関係ない地区もあるんですわ。調整区域の中でもね。あるいは両方関係するという地域もありますし、市街化区域ばかりのところもありますし。まあそこらへんについてですね、皆さん方、地区へ持ち帰っていただいて、実行組合とか、あるいは関係者といろいろとご相談をされたと思えますんで、その点を踏まえてですね、これを取り上げていくか、いかないかとい

	<p>うことですが、その辺の率直なご意見のほうがありましたらですね、お受けしたいと思いますので、まあよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>何かございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>生産緑地地区にね、規定、設定というのは、これ法律で決まっていますわね。その法律を実際に行うかどうかというのは、こんなんいちいち審議やらないかんもんなんですか。自動的に粛々とやるみたいなの。</p>
<p>事務局</p>	<p>生産緑地地区を市町村に導入するかどうかというのは、市町村の裁量になりますので、で、それを町に対して、農業委員会として要望を出すかどうかというのは、この場で決めていただきたいなと思っております。以上でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>何ですって。</p>
<p>事務局</p>	<p>まあ法律で生産緑地地区を指定することができますが、必ずしも市町村が指定しなければならないというふうにはなっておりませんので、それを島本町として導入するかどうかというのを、町が判断するにあたって、農業委員会が島本町に対して意見書を出すかどうかということ、今日この場で決めていただくということでございまして。</p>
<p>委員</p>	<p>だから法律がそんな法律にはなっていないと思うんですけどね。だから市街化区域に指定された農地があるところについてはですね、生産緑地をやるかやらないか、選択できるように、町としてきちっと法律に基づいた準備をやとかないかんと思うんです。それがやられてないわけですよ。だから町としてはね、平成5年の改正のときから、そういうことができる体制を作とかないかんわけです。それやられてない、だから何でやられてないのかいうのも、わからんですけどもね。法律というのはね、実施されて適用できるようになればやらないかんわけでしょう。今回の委員の任命だってそうですわね。あんなもん、議会で実施するかしないか、そんなん決める必要ないわけでしょう。だから法律にのっとってやらないかんわけよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>やらなければならないかどうかということと言いますと、やらなくてもいい、というふうになってますので。</p>
<p>委員</p>	<p>やられることによってね、その対象となる農家はほかの市町村と比べて</p>

	<p>ですね、公平じゃない扱いを受けとるわけです。だから生産緑地地区として認められればやね、市街化調整区域のほかに一反当たり2千数百円の税金で済むところを、今現在ですとね、数十万の税金払わされとるわけ。非常に不公平でしょう。そんなことがね、許されるのかどうかですよ。</p>
事務局	<p>公平、不公平という話でいきますと、土地に制限がかかりますので、その制限に見合った課税はされるということなので、その分については、公平な税制下のもと、指定されましたので。</p>
委員	<p>いや、だからそれはね、農家が決める問題ですやん。</p>
議長	<p>まあ事務局が答えよる、聞きなはれ。</p>
委員	<p>いやいや、だからそれをね、するかしないかは農家が決めるわけですね。だからやったらね、そういう制限があるからうちはやらないと、うちはずっとやるんだと。</p>
議長	<p>今、■■■さんが言っはるのね、私が質問したのは、これを出すのに、地元の意見、何かありますかって聞きよんですよ。それに対して■■■さんはやね、そんなんする必要ないんちゃうかと、法律でやからと、そう言うてはるんでしょ。</p>
委員	<p>いやいや、だから法律やからね、実施できるようにやらないかんのちゃうかって。</p>
議長	<p>それに対してな、事務局はやね、農業委員会で決定してもうて出してもらうということ。</p>
委員	<p>だから農業委員会で決定するとかなんとかのね、以前の問題ちゃいますかということ。</p>
議長	<p>それは農業委員会で決定する必要はないということやろ。</p>
委員	<p>いえいえ、農業委員会からそりゃやってね、事務局のほうでやってもらうように、皆さんで意見書出して、それが1番早いかわからんけどね、そういうことも必要だけれど、根本的な問題としてね、法律というものがね、できて、やらないかんもんは肅々とやるものが筋と違います。</p>

議 長	それはものすごくさかのぼる。
委 員	いやいや、さかのぼってじゃなくて。そういう体制にもっていかないかん。行政としてということ。
議 長	これはじめに昭和40何年かな。特定市から始まっとるわけ。
委 員	一番最初は。
議 長	この前説明聞いてた。
委 員	だから。
事務局	会長、すみません。
議 長	はい、どうぞ。
事務局	法律には義務付されている書き方もあれば、市町村によって裁量が与えられて、できるできないという判断を市町村に求められてるものもあります。で、生産緑地は後者のほうでございますので、今回導入するかしないかというのを市町村として決める、で、具体的に個々の土地もってはる方が、生産緑地を指定してほしいかどうかというのは当然意向を確認しますが、それを最終、生産緑地と指定するかせえへんかっていうのは、市町村が都市計画で決める形になりますんで、で、必ずしも全部の市町村、市町村が生産緑地導入してるわけじゃなくって、島本町以外のほかの町村でもまだ生産緑地は導入していないと、いう事例もございますので。その辺ちょっとご理解いただきたいなと思います。
委 員	市街化区域としてね、市街化区域、調整区域、こうやって区域を指定しているところは、全部生産緑地をやってます。やってないところ、市町村ないです。もしあれば教えてください。 生産緑地というのはね、市街化区域にある農地が対象なんです。その減免をするためにできた法律なんです。だから市街化区域ということの区域を指定している町村で、生産緑地をやってないところ、これは市町村、ないです。今のところは。だから。
事務局	そんなことないと思いますけど。

委員	だからあったら教えてください。大山崎もね、やったのは5、6年前からなんです。向こうはね、市街化区域とか、調整区域とか、そういった指定はやってないんです。
議長	はい、■■■さんばかりしゃべってるからちょっと待ってくださいな。ほかの方でほかに意見ありませんか。とりあえず聞いていただいた中で、そういう案件の中に意見書を提出すると、農業委員会としてね。その前に地元にいるいろんな意見があるんだらうと、いうことで民主的に聞いとるわけですけど、その前に冒頭にこんなんする必要ないんやないかと言われたんが■■■さんなんですけど、私はやっぱりそういうこと皆、各地区の意見を聞いてやってるのが大事やと思いますんで、どうですかね。
委員	私は現状のままでええと思うんですけどね。
議長	そういう、生産緑地を作る必要はないと。
委員	逆にね、作らなくて。
議長	そういう地区もありますわな。一遍ちょっと、■■■なんかどんな感じですかの。
委員	■■■も大半がここ10年ほどでね、相続とかやってますけどもね、そういう方がまたさらになかなか30年で。一部相続終わってないところが1か所ありますけど、そういうとこ、仮にしているけど、受けんよ、いう人もいてるし、で、やるのはでも自分の筋を何とか早くしたいと思っても道がない、そういうところがありますからね。まあそういうて、町全体で考えてどうしてもやらなあかんと、いう、やってくれという人がおられれば、それはやっぱり受けて立たなあかん。
議長	30年間開発できないというのがかなわん言うてね。
委員	これ、1の平成4年、5年に戻るわけでしょう。今からやるとしたら。ほんで2段いうのは、その30年たったときは2段になるわけで。
議長	そっから30年。
委員	30年いうよりも、その人が亡くなるまでか。

議 長	亡くなったら当然。
委 員	亡くなったらそこでね。
委 員	もうほとんど70、どうりでその下の子供がね、今現時点ではどうか助けとるかいうたらなかなかいてないわね。ほんならその子らが引き継いでまたやっていけるかどうか。
議 長	■さん、現状のままでいいんじゃないか、いうことなんやけどね。
委 員	まあまあ個人的には思うけども。町全体としてね。
議 長	あと広瀬の■さんところどうですもん。
事務局	すみません。委員の皆さん、すみません。ご発言される前にマイクのほうだけ電源を、すみません、よろしくお願いします。
委 員	■ですけども、市街化区域の中の数人に聞いたんですけども、相続で納税猶予をされてる方がまあ大分おられまして、それぞれ個人の農地をもってる面積も少ないんで、皆さんの意見を聞いて対応してくれという意見でしたけれども。それと、どういうんですか。若い人でその人の名義の農地をもっておられて、不幸にして亡くなられた場合の相続なんかで、まあこれからのお話やったんですけど、されてる場合は納税猶予になってくると思うんですけどもね、将来的に考えて子供が百姓をやっていくんかどうか、いうこともあって、即答できへんなあつてというような考えの人もおられましたね。
議 長	ありがとうございます。まあいろいろ悩みがあったんやね。 広瀬の■さん。
委 員	広瀬の■です。まあ今、■くんがおっしゃったようにね、相続が20年猶予を受けたい言う人が多いですもん。広瀬のね。で、それがもう2、3年で切れるとかいうところもあるわけですからね。そんなんでもう今度やったかて、もうね、また難しい問題や、これね。そやから私かてちょっと悩んでますねんけどね、はい。まあそういうことです。皆さんのご意見また伺って考えようと思ってますんで。
議 長	はい、わかりました。大沢地区はないさかいね。

委員	<p>高浜の■■■さんどうですか。</p> <p>先般役員会でその緑地法の提案をしたので、総じて現状のままでいいというふうな意見がありました。ところでその後、うちの■■■くんが、まとめて発表しますんで、■■■くん発表して。</p>
議長	<p>そしたら■■■さんお願いします。</p>
委員	<p>高浜の現状なんですけども、やはり30軒ほどの農家で、高浜、ほとんどが調整区域ですんで、今の問題がすぐに、という問題ではないと思うんですけども、ただ高浜の1番の問題は市街化区域になるのか、ならないのか、それがいつごろかというのが1つです。で、生産緑地の話も役員並びに私が聞いて回った農家の数は10軒ほどなんですけども、そのほとんどの家が後継者がいない現状の中で30年これからやっていけるのかというのが1番の、例え生産緑地に指定受けたときに、やっていける自信がないっていう農家さんがほとんどなんです。まあ実際私もそうですけどね。その30年というしほりがあったときに、じゃあ20年のときに周りが全部、自分とこの田んぼ以外が住宅が建ってしまいましたと、で、その中で田んぼをやり続ける、何て言うんですかね、気力でもないでしょうけど、その維持するのは多分困難でしょう。で、聞いて回ったら1軒だけが高槻市にも農地があって、そこ生産緑地の指定受けられてるんですけども、現状やはり周りがもう住宅地になってまして、実際耕すとなると、水の問題とか、やっぱり配水の問題とか、いろいろ苦勞されてやってるいうのを聞いてまして、で、その農家さんが自分がもうね、あと何年かやれるかわからなくてときに、子供に任せるときに、はっきり言って自信がないと。で、その後農地を維持できなくなったときに、自分として次の代にそんなんを残したくないんですけど、現状そもそもそういう状況なんです。そういうのを聞くと、ちょっと次の代のこと考えるとちょっと私も、ここで個人的な意見としては言えるんですけども、こうしようというのはちょっと言えないのは現状です。ただ、先ほど組合長言いましたように、役員会を開いた中での役員の方の、まあ半分以上の方は現状でいいんじゃないかという意見が出ているのは事実です。以上、報告させていただきます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。後は■■■■■さんですか。</p>
委員	<p>すみません。私先月、■■■さんの意見を聞きましてですね、そういう法律もあるの知らなかったんですけれども、実際■■■さんおっしゃるように法で決まったことを何でやらへんのかな、単純にね、疑問をもちました。</p>

	<p>で、そのことに関して言うと、何で町はそれを肅々というふうにおっしゃるのように、やってくれへんのかなと。そういう疑問、疑いですよ。で、それは固定資産税が安くなるということでしょう。違うんですか。</p>
委員	<p>固定資産税と都市計画。</p>
委員	<p>固定資産税が安くなるということであれば当然助かるん違うんですかね。</p>
議長	<p>ただ30年間やね。農地を作らなあかん。</p>
委員	<p>30年だけじゃなくて今。</p>
委員	<p>農地は継続するということですよ。それが決まっていなくて緑地制度はできないと。ああそれは知りませんでした。</p>
議長	<p>だから昔もこういう議論、■■■さんが農業委員古いで、聞いてたら議論されてるんです、農業委員会。そういうこともあって、やっぱりそのとき農業委員会として取り上げなかったと、いうふうなまあ、諸先輩からも聞いてるんや。島本町は取り上げてないことはね。やっぱり最終的には農業委員会いうの、農業者の味方いうかね、ことを考えてやるんやったら、農業委員会を取り上げて、やっぱり意見書を出すということから出発していきますけど。今まで島本町がそれせんかったということ。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>ちょっと何か、皆が、私もなんですけど、勉強不足で、固定資産税は安なる、それも当然ですねんけど、固定資産税安なるということは、相続税のときの評価が全然違うわよね。高いままで相続すんねやったらすごい税金がかかる。だからそれをしといて、だからええ面があると、それはちょっと理解できてへんのかなと思うんです。皆、相続税で困っているわけで、それが評価下がる、農地の評価で相続税の計算、ちゃうの。</p>
委員	<p>それは30年選ぶからやろ。</p>
委員	<p>今のあれですけどね、相続税の評価はね、それとは関係ないです。相続税は公示価格の80%が基準なんです。だから農地やからそういうんやなしに。それと今の納税猶予の問題もね、生産緑地やったらなくなるいうもんじゃないんです。それはずっと続けられます。だからそれとも関係な</p>

	<p>いです。だから今現在ね、桜井の調整区域とかいうのはね、税金安くなっ とんですけどね、問題は、我々の近々にある農地が問題なんですよ。そや から近々にある農地についてね、東大寺と同じ扱いを受けるためにね、生 産緑地を選択するかしないかなんです。だから今の現状のままでええとい うことになったら 生産緑地の申請をしなかったというわけです。ほんな ら現状のままでいけるわけ。で、扱いの不平等を受けとるのはね、市街化 の中に農地があって、宅地並みに課税されとる我々が問題にされとるん です。だから。</p>
議 長	<p>ちょっとあんた、個人的にずっとしゃべったらあかんわ。ほんなら今の 件で間違ってるところは事務局のほうから説明してください。</p>
委 員	<p>ちょっともう言うて。</p>
事務局	<p>はい、私たちもちょっと今、相続税のほう勉強不足でわからなかったと ころなんです、今さっき言われてたとおり、その納税猶予の制度がござ いますので、まあ皆さん使われている人が大部分だということになるん ですが、その解除っていわれた30年間やったら、多分そうなるのかな と、今栗辻さんがおっしゃってるようになるのかなと思うのですが、途中 でやめたときのところをちょっと調べてから、ご答弁差し上げたいなど 思ってるんですけど、それでもよろしいですかね。</p>
議 長	<p>はい、正しく調べておいてもらわな。事務局が答弁されたら正しい。ま あ私の知っている限りはね、納税猶予の場合ね、もう10年やって後もう やめといて売りますわ言うたら、さかのぼって国税を取ることになる と思う。それはそういうこと。6%と言いましたね。10年さかのぼり ます。</p>
委 員	<p>■さんが高いと言うけど、逆に言うたら、税金は高いけど、売るとき は高いわけですからね。それはある程度は仕方がない。</p>
議 長	<p>全員がね、生産緑地の制度を設けたって、入る入らんは個人の自由です から。そういうこともあるし、全て認められるかということもあるしね。 その辺なますけども、とりあえず、よく勉強して、後から「しまった」 ということがあったら、子供が難儀するんでね。農地を残しても。するも んおらん言う。それはよく考えてね。</p>
委 員	<p>後継者不足。</p>

委員	<p>■さんが言うたようにね、後継者はほとんどおらんわけ。島本、よそもそうやろけど。だからどうもしょうがないわ。</p>
委員	<p>で、その法律は全く現状では無理なわけですね。今の農家の現状見とったら、そんな法律が出た、国が作ったって、誰も後継者おらんから言っ て、有名無実ちゃうんですか。</p>
議長	<p>だから、国が、今度解散なってね、その生産緑地の法律をもうすぐ変えてね、今やったら人に貸すこともできないとか、自分で田んぼを作らない人には30年間ね、認めないとか、あるいは500㎡なかったらあかんとかね、それを300㎡でいいとかね、そういうふうに緩和しようとしとるんですけれども、ほんまは、今回の臨時国会の中で入れようとしてたんやけれども、これが解散で流れてしまったからね、来年以降になって、それは来年の4月1日付で、僕が聞いているのは施行されるということでござい ますけども、いずれにしても島本みたいな小さな、1軒が30アールぐらいしかもってないというところは非常に難しいですよ。ようけ、例えば10アールあるとか20アールあるとかね、そのうちの30アールくらいは生産緑地にして、残りはこうしようかということはできるけれども、もともと少ないから、するかせんかなってくるわけやな。だから、非常に難しい、判断してもらわなあかんというような。今やったら、300㎡とか最低ね。</p>
委員	<p>休憩中やな。</p>
議長	<p>いやいややっています。</p>
委員	<p>これ記録してんの。</p>
議長	<p>うん。あと何かありませんか。</p>
委員	<p>ちょっとすみません。事務局の対応の問題なんですけどね、農業委員会のこれありますね。これの8ページ見てもらえます。後ろから。8ページ、職員の26条、農業委員会に職員をおくというところ、そこ、ちょっと読んでもらえますか。</p>
事務局	<p>手帳もってないのですみません。おっしゃっているのは、農業委員会等に関する法律。</p>

委員	だから、その職員のところの第26条。
事務局	農業委員会に職員を置く、というやつですか。
委員	今、担当者ころころころころかわってるでしょ。それはかえたらいかんいうふうになってるでしょ。農業委員会において任命すると。
事務局	5項の、農業委員会は専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るように努めなければならない。それですか。
委員	だから、農業委員の担当職員は、この農業委員会で決めてませんよ。町長が動かしてはるわけでしょ。その担当者を誰にするかというのは、佐藤さんが決めてはるのと違いますか。
事務局	農業委員会の担当を誰にするかというのは、全庁的な人事異動もありますし。
委員	だからそういうふうになってないでしょ、法律では、農業委員会が任命するようになってますやんか。で、町長はそれに協力しやなあかんというふうになってるでしょ。
事務局	市町村長は、農業委員会に対し必要な協力をするように努めなければならない。
委員	はい、そのとおり。
事務局	にぎわい創造課の職員は、農業委員会だけじゃなくて、ほかの業務も兼務して、農業委員会の職員として従事はしておりますけど。
委員	だから、農業委員会の委員の人手にね、事務局の職員というのは農業委員会によって任命することになってますやん。町長が任命するんじゃないでしょう。
事務局長	よろしいですか。都市創造部のにぎわい創造課の職員と、私もそうなんですけども、農業委員会の会長名で、辞令っていう形で、一応職務ということで、ちゃんとあてがいはなされてはいるんです。ですから、手続的に

	<p>はね、辞令の交付も受けて兼務っていう形になっているんですけども、にぎわい創造課の職員でもあって、なおかつ農業委員会の事務局の職員も兼ねているというような手続になってます。委員言われるようにね、大きい市とかやったら、本当に農業委員会の事務局専任で、本当に局長がおつて、事務局次長がおつて、担当も何人もおつてっていうような、確かに市もあるんですけども、現行の島本町の、今、職員の体制からいくと、どうしても兼務というのが必要になってしまいます。</p>
委員	<p>申し上げるのはそういう意味じゃなくて、そういった法律があつてね、それを実施していくというのは、そういう制度をよく知った人がやっついていかないとできないよ。だから島本も平成5年からできるようになつてくるけども、いまでもって忘れられた存在でね、実施してないわけじゃないですか。だから、そういうことをね、いろいろと問題になつとんちゃうかなど。だから、そういう法律をね、きちんと精査してね、どこが何をやらなあかと決める人がね、部署がないでしょう。先ほどからいろいろ積むように聞いてますけども、きちんとした説明になってないなと思うわけですよ。</p>
事務局長	<p>それは、事務局として勉強不足の部分についてはですね。</p>
委員	<p>だから、その勉強不足、そういうのが起こらないように、そういう規定があるわけじゃないですか。</p>
事務局長	<p>それはね、農業委員会の事務局が兼務してるというだけじゃなくて、ほかの部署でも、やっぱりいろんな法にのつとつてね、いろんな手続とか過去からの経緯も含めて、やらなあかん仕事ももってるところもいっぱいあるのでね、それはやっぱり、全庁的な課題としてね、今日、こういう場で、委員さんからそういうご意見いただいた、いう旨についてはですね、真摯に、町としても受けとめて、今後の人事異動であつたり人材育成であつたりね、組織作りについて、やっぱり、何らか、やっぱり考えていきたいなと。</p>
委員	<p>我々としてはね、生産緑地、これも早くやってほしいということですよ。だから、調整区域の人はね、1反当たり2千数百円ですか、の税金でおさまつてくれるわけでしょ。我々は、数十万ということですからね、ここ20年間でね、200万も300万も納めとるわけですよ。そういった不公平を早いことなくしてほしいと。</p>

議 長

皆さん、各地区聞いてもうてるでしょ。■■■さん以外の方はそんな厳しいこと言うてはりませんやん。今現状がいいとか意見出てるやん。その辺はみんな話さないかん。あなただけの主張がね、100%みたいな表現はね、ちょっと考えてもらわなあかんわ。

事務局

すみません、今、事務局のほうからですね、生産緑地の相続の、先ほどの、■■■委員ですかね、おっしゃっていただいて、ちょっと国税庁のホームページからとってきました。それでですね、概要はいいとして、2番目の、生産緑地の評価っていうところでですね、そこを見ていただいてよろしいでしょうか。そこに書いてあることによりますと、何段落目という言い方がちょっと難しいんですけども、数式が書いてあるところがございます。生産緑地の評価額イコール、その土地が生産緑地でないものとして評価した価額かける、1引く次の(1)または(2)に掲げる割合ということが書いてございます。で、これによりますと、国税庁のホームページですので多分間違いないと思うんですけども、例えば、買い取りの申し出をすることが、例えば20年やったとしたら、表の4番目になるんで、100分の25ということなので、75%の評価額になるというような計算になるようでございます。で、それが5年から30年まで刻んで書いてあるんですけども、これが(1)の番、で、(2)のやつが100分の5と、こっちは95%なので、あまり変わらないんですけども、一番下に書いてあるのが、課税時期において市町村に対して買い取りの申し出が行われていた生産緑地または買い取りの申し出をすることができる生産緑地が30年たった場合ということですね、だと95になるという形のようにございます。即答できず申しわけございませんでした。国税庁のホームページですので、恐らくこれが間違いないかなというふうに思います。以上です。

議 長

なんぼか考慮されてるわけやな。

委 員

ちょっと安いな。

議 長

今、いろいろ議論が出てますけれども、今日は生産緑地地区の設定に関する意見書の、町長に意見書を提出するかしないかということでございますので、提出したから、必ずせないかと、あとは個人の判断になってくると思いますよ。そういうことで、その上たって、何か。

委 員

いろいろ、利害関係も当然出てきて、個人的な差もあると思いますが、私はとりあえずこういう制度は作っておくべきだということで、この提出

<p>議 長</p>	<p>についてということで賛成意見を申し上げたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。とりあえず意見書提出やないかということでございますが。ほかに皆さん方。特にこれについて反対という意見ございますか。そしたら、ないようでございますので、これで質疑を打ち切って賛否を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。</p> <p>そしたら、意見書をですね提出することについて、賛成をされる方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>そうすると、9名賛成です。特に反対というのはございますか。と、いうことで、生産緑地の意見書についてはですね、承認されたことといたします。</p> <p>それでは、意見書の提出について事務局のほうから何か。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ただいまお配りしました資料をご覧ください。こちらは意見書の事務局案でございます。生産緑地地区の指定についてという題名で、島本町農業委員会会長名で、島本町長宛てに提出するという形をとっております。本文を読み上げさせていただきます。都市農業振興基本法に基づいて閣議決定された都市農業振興基本計画では、「三大都市圏特定市以外の市町村においても、生産緑地制度が活用されるよう、税制上の措置に関する情報提供も含め、制度の普及に向けた取り組みを推進する」とされています。ついては、島本町において、都市計画に生産緑地地区に関する事項を定め、新たに生産緑地地区を指定していただきたく、農業委員会法第38条に基づき、意見提出いたします。以上が事務局案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、生産緑地地区の指定についてという意見書を説明受けましたが、皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。先ほどの意見から言うと、■■■■さんいいですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>最後の3行、ついては、島本町において、都市計画に生産緑地地区に関する事項を定め、新たに生産緑地地区を指定していただきたく、農業委員会法第38条に基づき、意見提出いたします、この書き方がちょっとぴんとこないですけどね。</p>
<p>議 長</p>	<p>それは、わざわざここで言う必要がないということですか。</p>

委員	<p>言う必要がないというよりも、こういう書き方でいいのかどうかということ。生産緑地地区の指定というのはね、各農家個人がね、この土地について生産緑地地区を指定してほしいという申し出をするわけですよ。その申し出にしたがって、生産緑地地区の、法律に合致するかどうかというものを審議して、指定するかしないか決めるわけです。</p>
議長	<p>事務局どうぞ。</p>
事務局	<p>まず、この本文については、全国農業会議がひな形を作って、それとおりの内容になってます。申し出がご本人さんからあったとしても、あくまでも指定については島本町というふうになっております。以上でございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。農業会議の1つ見本があって、それでやっています。ほかございませんか。■■■さん。</p>
委員	<p>上の4行は、一般的な、さっきおっしゃったような文章ですので、下の3行について、島本町としてお願いしますということに書いてあると思いますので、これでいいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ほかございませんか。特に発言がございませんようですので、質疑を終結いたします。</p> <p>それでは採決を行いたいと思いますがよろしいですか。異議がないものとして採決いたします。</p> <p>それでは、生産緑地地区の指定について、事務局案のとおり意見書を提出することに承認される方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。10名。挙手多数により事務局案どおり意見書を提出することといたします。</p>
委員	<p>質問。1番最後の農業委員会法第38条っていうのはどういう内容ですか。</p>
事務局	<p>農業委員会法38条、読み上げさせていただきます。「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適</p>

	<p>化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するために必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」それから2項ですが、「前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。」というふうに記載されております。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決されましたんで、これまた後日、私のほうから 町長に意見書の提出ということにさせていただきたいと思います。それでは、本日はどうもありがとうございました。以上で議案終了いたしました。あと、事務局から何かありますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>事務局長さんをお願いしたいと思います。名越事務局長は都市計画の部長も兼ねておられるということですので、今後、生産緑地の指定については、都市計画課が事務手続上、やられると思いますので、今までの苦勞というか、辛抱も兼ねて、1日も早いことですね、この指定が受けられるように、今後努力をお願いしたいと思います。それは要望だけです。もし何か意見あったらどうぞ。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局長でもありますので当然、農地守っていくっていう立場でもございますので、今この場ですね、あくまでも農業委員会事務局長として出席させていただいておりますが、過去からの経過もですね、いろいろお伺いもさせていただいております。ただ、今この場でですね、この時点で、島本町として生産緑地地区の指定制度の導入について、決定したわけではないので、そこだけはまずご理解をいただきたいんです。ただ、こういう形で意見書も頂戴することについてはですね、真摯に対応してまいりたい、いうふうに考えております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局ほかに。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から2点ご連絡がございます。まず1点目ですが、農地パトロールについてでございます。既に日程表をお渡ししておりますが、尺代につきましては、昨日実施いたしました。明日、13日に大沢、17日に広瀬、20日に東大寺・山崎、23日に高浜、30日に桜井で実施予定をしております。雨天等で延期とする場合には、当日になるかと思いますが、事務局からご連絡させていただきます。</p>

	<p>続きまして2点目、農業委員会大会についてでございます。こちらも既にお知らせしておりますが、来週、18日の水曜日に大阪府農業委員会大会が開催されます。島本町のマイクロバスをご用意しておりますので、当日10時25分までに役場前駐車場にお集まりください。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの件、何かご質問、農業委員大会。</p>
委 員	<p>ちょっと欠席させてほしい。</p>
議 長	<p>また後で事務局に。</p> <p>ございませんか。特にないようございましたらここで議長を解任させていただきます。どうも本日はご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは以上をもちまして、第2回島本町農業委員会を閉会いたします。本日はお忙しいところありがとうございました。</p>